

公 示

水路業務法(昭和25年法律第102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和6年4月22日

第一管区海上保安本部長

飯塚 秋成 (公印省略)

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名称 北海道渡島総合振興局

(2) 住所 北海道函館市美原4丁目6番16号

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区域 北海道松前郡松前町沖合(小島南部)(付図のとおり)

(2) 期間 令和6年6月20日～令和6年8月30日まで

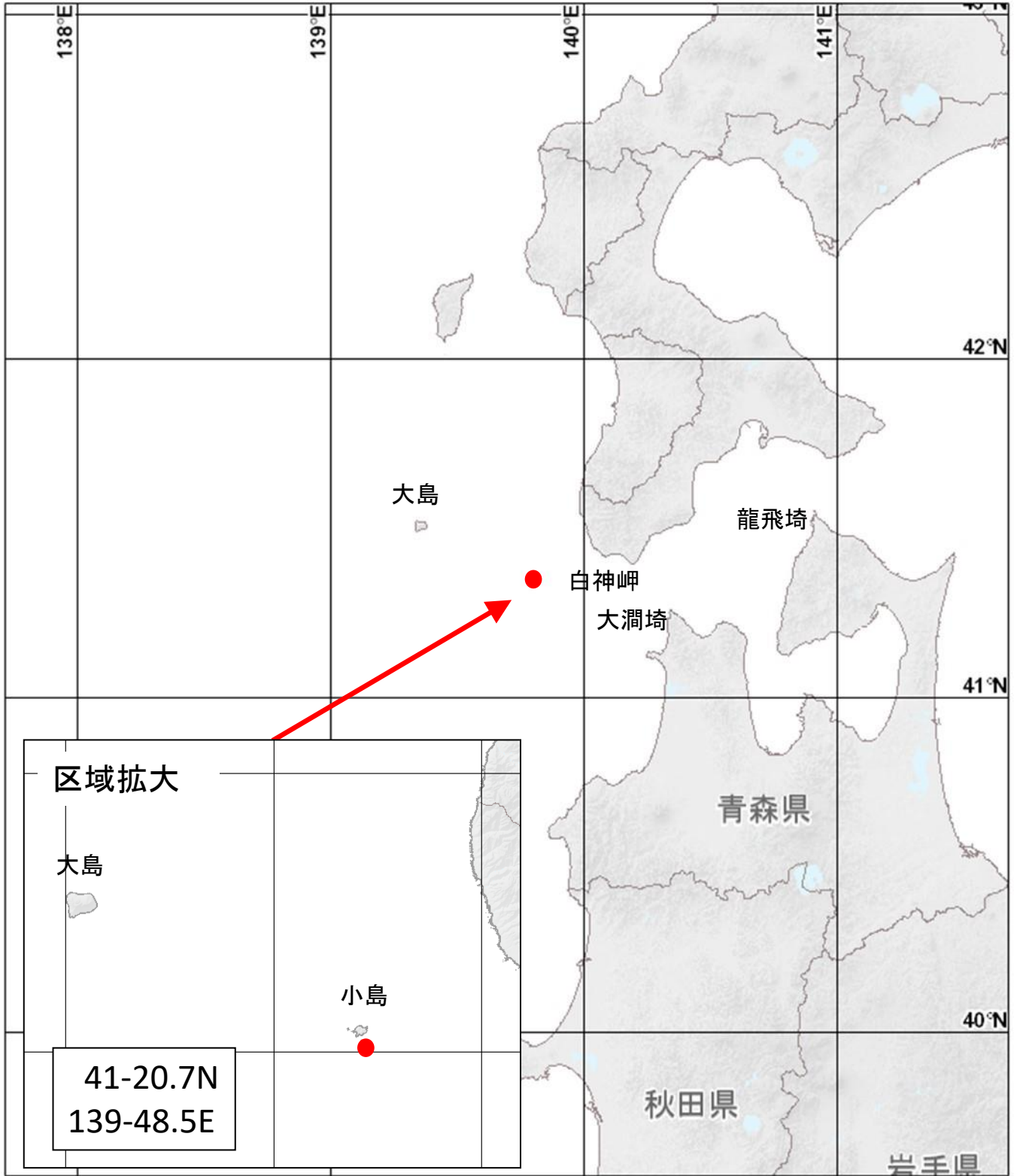
3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による水深測定

4 航行船舶に対する安全措置

(1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第6条に定める標識(白紅白の燕尾旗)を掲げる。

(2) 一管区水路通報にて周知する。



└